

四街道市立四街道小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年3月改定

■1. 基本理念について

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。
- (5) いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。
- (6) この「学校いじめ防止基本方針」は年度ごとに教職員や子どもたち等から幅広く意見を聴取して方針を策定する。

3 いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、いじめの起さない風土づくりに努める。
また、いじめを察知した場合は組織で適切に指導することが重要である。その
実行のために、子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

四小として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 学校全体で暴言暴力は絶対に許されないということを共通理解する。子どもが主体となって、いじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、発達の段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域、関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努める。また学校長、(校長代理)のリーダーシップのもと、いじめ問題に対する学校の基本理念やいじめ問題に対する姿勢を全教職員で共通理解し、一丸となって対応していく。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、子どもたちに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて子どもたち一人ひとりの状況の把握に努める。

■2. いじめ防止に向けた組織的な取組

いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

〔構成員〕

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー

〔活動〕

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子ども理解を深めること。
- ⑤会議を開催した際の記録や児童への支援・指導を行った際の記録を作成し、適切に保存および管理すること。

〔開催〕

実情に合わせ定例会を行う。いじめ事案発生時は、状況に応じて構成員以外の教員も入るなど柔軟に組織の設置を行う。

■3. いじめの未然防止

いじめの防止等のための対策の基本となる事項

◇いじめの防止

- (ア) 「めざす児童像」の一つ「友だちを大切にする子」を中心にして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことや助け合いに組織的に取り組む。そして、いじめの重大性を認識し防止に向けて強い心で主体的に行動ができる子どもたちを育成していく。
- (イ) 子どもの豊かな情操と道徳心を培うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び「命の教育」の推進を図る。道徳教育は、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育の推進を図る。また、指導については教え込むのではなく、子ども自らが考えたり、友だちと意見を交わしたりできるよう指導にあたる。
- (ウ) いじめの未然防止について、子どもたちや保護者、地域へ、ホームページやさまざまな機会を通して具体的に示していく。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、「いのちを大切にするキャンペーン」「いじめ撲滅キャンペーン」等を実施する。
- (オ) 教職員の不適切な言動が、いじめを助長していることを教職員が自覚し、資質向上のための研修に取り組む。
- (カ) 「安全・安心な風土の醸成」を図り、「自己決定」や「共感的理解」の場、機会を授業の中に設け、児童の自己存在感を高めたり、共感的人間関係の育成をしたりすることができる授業を展開することで、いじめを含めた問題行動の未然防止に努める。
- (キ) 過度の競争意識や勝利至上主義が子どものストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることを理解する。
- (ク) ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深くかかわる体験を重ね、コミュニケーション能力や問題解決能力等を高める活動を推進する。
- (ケ) 互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断できるよう指導にあたる。
- (コ) インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組をする。
- (サ) 校内で特に配慮が必要な子ども（※）について、教職員が子どもたち個々の特性を理解し、情報を共有して保護者と連携しながら、周囲の子どもたちに対する必要な指導を組織的に行う。
※発達障害を含む障害のある子ども、外国籍児童、性同一障害や性的指向・性自認に係る子どもなどのことを示す。
- (シ) いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- (ス) 自分がいじめられていることや、いじめの傍観者にならず、周囲のいじめに

ついて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは、正しい行いであることを教育活動全般において指導する。

(セ) 定期的な教育相談を実施するとともに、日常的に相談しやすい人間関係の構築に努める。

(ソ) 長期欠席児童、感染症に伴う欠席をしている児童（ワクチン接種等も含む）に係わる差別や偏見が生じないように、普段から指導を行い、配慮に努める。

■4. いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することを心がける。

そこで、日頃からの子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、いじめの情報を教職員に報告した子どもたちが、不利益な立場になることなく学校生活を送ることができるよう配慮する。

1. 日々の観察の充実

休み時間や、課外活動（陸上・体操・吹奏楽など）、放課後等において観察し、共に過ごす機会を多く持つ中でいじめの早期発見をしていく。

2. いじめ調査の実施

いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。

① 学校生活アンケート（いじめ問題を含む）

実施回数 年3回（7月、9月、11月） 保管期間 5年間

②教育相談アンケートをもとにした全児童対象の教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査実施回数

実施回数 年3回（6月、10月、1月）

③悩み相談ポストの設置

実施回数 通年（相談が寄せられれば速やかに対応する）

④保護者対象いじめアンケート調査

実施回数 年1回（12月）

⑤児童対象いじめアンケート

実施回数 年1回（12月）

⑥県内児童対象共通生活アンケート

実施回数 年1回（1月）

3. 保護者との信頼関係づくり

保護者が家庭でいじめに気付いたとき、担任等にすぐに連絡できるように、日頃からの電話連絡や家庭訪問を行い、信頼関係を築いていく。

■5. いじめ相談体制

いじめの兆候や情報を把握した場合、全教職員に周知し、以下の方法で多方面から迅速・的確かつ組織的に対応する。

1. 管理職への報告

いじめ問題の対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ、事態を悪化させる恐れがあるので、いじめの情報をキャッチした時点で、緊急事態の意識を持ち、些細なことでも速やかに管理職に報告する。

2. 事実関係の正確な把握

当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通して事実関係を迅速かつ正確に把握する。また、情報収集は学年やいじめ防止対策委員会など組織で行う。

3. いじめ防止対策委員会の開催

いじめの報告を受けた時点で、いじめ防止対策委員会を緊急で開催し、担任が一人で抱え込まず、組織で対応していく。

4. 相談しやすい環境作り

早期発見・対応につなげていくため、いじめに気づいたらすぐに大人に相談できるように指導し、いじめの被害者やまわりの子どもたちが相談しやすい環境作りに日常から努める。

(ア) 子どもたち及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

①いじめ相談窓口の設置（養護教諭：保健室）（管理職：応接室）

②スクールカウンセラーの活用（管理職を窓口として）

③学校外はいじめ相談「千葉県子どもと親のサポートセンター」

電話番号 0120-415-446

(イ) 発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、インターネットの使い方の学習、保護者対象の情報モラル研修会等を行う。

■6. いじめを認知した場合の対応

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに管理職に相談し、事実の有無の確認を行う。いじめであるか否かの判断は組織的に行うこと、また対応不要であると個人で判断せずに、すべて学校いじめ対策組織に報告・相談するようにする。
- (イ) いじめの事案が発生した場合は、加害者と思われる子どもやその周辺の子どもたちからの聞き取りをし、いじめの事実関係、背景、動機等、事実の確認を行う。
- 聞き取りについては、内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのようになど）を正確に把握し、情報を記録する。
- (ウ) いじめの事案が発生した場合、次のような手立てで教職員同士が情報を共有し、対応する。
- ①学年への報告
事案が発覚した時点で、学年に連絡する。
 - ②生徒指導部会への報告
学年会などで資料を作成し、生徒指導部会に連絡する。
 - ③いじめ防止対策委員会への報告
いじめの報告を受けた時点で、いじめ防止対策委員会を緊急で開催し、今後の方向性や対応策を練り、対応策が、機能しているか確認し、その結果が思わしくなければ改善する。
 - ④職員会議での報告
職員会議の生徒指導の内容でいじめの事実について全教職員に連絡する。
- (エ) いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、加害者及び被害者が一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (オ) いじめ防止対策委員会においては、被害児童の安全確保を最優先し、いじめが解消に至るまで被害を受けた子どもの支援を継続するため、対処プランを策定し、確実に実行する。
- (カ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (キ) いじめの調査結果について、被害加害それぞれの子どもたち、および両保護者へ適切に説明をする。
- (ク) 関係する子どもたちのプライバシーに留意して対応する。
- (ケ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (コ) いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝え、対応する。

■7. 指導について

いじめに対する指導について、いじめ防止対策委員会においては、被害加害双方の子どもたち、また両保護者への対応を決め、確実に実行していく。

以下をその対応の例として挙げる。

- (ア) いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら加害者及び被害者が一定期間、別室等において学習を行うようにする。
- (イ) いじめを受けた子どもの傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭との連携を取りながら、指導を行っていく。
- (ウ) 観衆や傍観者の立場にいる子どもには、いじめに加担していることと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。
- (エ) いじめの加害者には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを行った子どもへの指導とその保護者への助言を継続的に行う。

具体的な指導例

- ・いじめの事実関係、背景、動機等をしっかり確認する。
 - ・不満や不安等の訴えを十分に聞くとともに、事実はしっかり認めさせる。
 - ・いじめの非人間性やいじめは人権侵害行為であること、いかなる理由があっても「いじめは絶対に許されないこと」を、理を尽くし冷静に諭す。
 - ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
 - ・いじめられた相手の心の痛みや苦しみに気付かせ、自分のとった言動を反省して謝罪することができるように導く。
- (オ) いじめをきっかけとして不登校に陥った子どもについては、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策の充実に取り組む。
 - (カ) 「いじめが解消している」状態については国の基本方針をもとに、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。また、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安とし、「解消している」状態に至っても当該いじめの被害および加害児童を注意深く観察していく。

(いじめの防止等のための基本的な方針より抜粋)

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット等も含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

■8. 重大事態への対処

重大事態とは、以下の2つから定義されている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する子どもたち等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態

（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）

- ② いじめにより当該学校に在籍する子どもたち等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態（年間30日が目安）（同項第2号）

また、上記の事案が子どもや保護者から申立てがあった場合も重大事態として以下の対処を行う。

（ア）重大事態が発生した旨を、四街道市教育委員会に速やかに報告する。

（イ）教育委員会への一報後、改めて文書により報告する。

（ウ）いじめ防止対策委員会の招集を、第三者を交えて招集する。

（エ）警察への通報など関係機関との連携を図る。

重大事態の調査にあたっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」（文部科学省）により、適切に実施する。

■9. 公表・点検・評価

（ア）学校いじめ防止基本方針をホームページで公表する。

（イ）いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

① いじめの早期発見に関する取組に関すること。

② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

（ウ）年度末に職員・学校関係者・保護者・児童いじめアンケートをもとに、学校いじめ防止基本方針の見直しをする。

（エ）いじめのアンケート調査、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修など、学校の具体的な取り組みの実施状況について学校評価の項目に設定し、PDCAサイクルに基づいて取り組みの改善を図る。

（オ）年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、これに基づいて対応を取る。

四街道小生徒指導 年間計画

	学校行事	いじめ防止のための取り組み
4月	新年度始業式 入学式 授業参観・保護者会 職員研修 SOSの出し方教育	・生徒指導共通理解事項を全教職員で確認 ・「いじめに関する校内研修会」 →学校いじめ防止基本方針について全教職員で確認する ・保護者会で学級・学年経営について説明 ・新生活の適応状況を観察する ・SOSの出し方教育について実施
5月	地域訪問	・地域訪問や家庭訪問を通して子どもの様子を説明
6月	教育相談週間	・教育相談アンケートを基にした定期教育相談 ・大切な命ウィーク
7月	学校生活アンケート 終業式 個人面談	・夏季休業中の生活について考える ・保護者に学校での様子を伝える ・命の安全教育
8月	校内研修	・いじめ防止についての研修
9月	学校生活アンケート 始業式	・教育相談アンケートを基にした定期教育相談 ・夏季休業を明けての観察
10月	教育相談週間 運動会	・教育相談アンケートを基にした定期教育相談 ・運動会を通じた人間関係づくり
11月	学校生活アンケート 「いじめ撲滅」キャンペーン SNS等における情報モラル学習会	・道徳授業の実施 ・いじめ撲滅のための学級会 ・いじめ撲滅集会の実施 ・SNSの使い方について考える。
12月	いじめ調査アンケート 終業式 個人面談	・児童、保護者対象いじめアンケート ・冬季休業中の生活について考える ・保護者に学校での様子を伝える
1月	始業式 教育相談週間 県内児童対象生活アンケート	・冬季休業を明けての観察 ・教育相談アンケートを基にした定期教育相談
2月	6年生を送る会	・6年生を送る会を通じた人間関係づくり
3月	卒業式 修了式 年度末保護者会	・学校いじめ防止基本方針の評価、方針の見直し ・新年度に向けて子どもたちの実態を適切にまとめて次年度に確実に引き継げるようにする

※いじめ防止対策委員会定例会議については、実情に合わせて定例会を行う。